

長野県住生活基本計画（素案）に対するご意見と県の考え方
（パブリックコメント募集結果）

令和3年10月28日時点
建設部建築住宅課

- 1 募集期間 令和3年9月14日（火）から10月13日（水）まで
2 件数 37件（1団体）
3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
1	19	左列・中段	住まいを取り巻く環境の変化 ●社会環境の変化の中 ◆4点目として次の項目を追加提案します。 ・身元保証人を確保できない人の増加	本項目は、令和2年度に策定した「しあわせ信州“住まい方”ビジョン2030」の概要になるため、p56 4-2「住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの充実」の現状・動向及び課題へ記載します。
2	22	左列・上段	Ⅲ 地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし【コミュニティ】 ・「家族機能を補完し希望に溢れた共生社会」の項目の後に ◆次の項目を追加提案します。 ・身寄りが無いことで身元保証人を確保できない人も排除されない共生社会	ご意見いただきました内容は「家族機能を補完し希望にあふれた共生社会」に含むと考えています。
3	22	下段・図右下	Ⅲ 地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし【コミュニティ】 ・「家族機能を補完し希望に溢れた共生社会」の項目の後に ◆次の項目を追加提案します。 ・身寄りが無いことで身元保証人を確保できない人も排除されない共生社会	ご意見いただきました内容は「家族機能を補完し希望にあふれた共生社会」に含むと考えています。
4	24	右列・上段	Ⅲ 地域や社会にひらかれつながりささえあう暮らし～多様な世代がささえあうコミュニティの形成へ 【居住者・コミュニティの視点から】 3項目目 ●「住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」 ◆下線部 住宅確保要配慮者の前に次の文章を挿入するよう提案します。 「身寄りの無いことで身元保証人を確保できない人を含め、」	No. 24でご提案いただきましたように、p56 長野県賃貸住宅供給促進計画の住宅確保要配慮者の範囲に「身元保証人を確保できない者」を位置づけることとするため、記載のままとします。
5	25	右列・上段	（目標4） ◇住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいが確保できる基盤の強化をめざします。 の項目の後に ◆次の文章を追加提案します。 身寄りが無くて身元保証人が確保できなくても排除されることのない地域共生社会の構築を目指します。	No. 24でご提案いただきましたように、p56 長野県賃貸住宅供給促進計画の住宅確保要配慮者の範囲に「身元保証人を確保できない者」を位置づけることとするため、記載のままとします。

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
6	27	下段	4-2の住宅施策の展開 9 賃貸人への啓発、情報提供 の次に ◆10として次の項目を追加提案します。 10 新たな身元保証システムの構築	家族や親族などを身元保証人とする人に頼るシステムのほか、身元信用関連金融サービスなどがあり、賃貸住宅の家賃債務保証については利用が急速に拡大しています。しかし、家賃債務保証事業に関するルールが整備されていないことから、借主への過大な手数料請求や過剰な取り立てを行うなど消費生活センター等への苦情も多く、国においては平成29年10月より登録制度をスタートさせています。登録は任意ですが、令和3年9月22日時点の登録者数は83社と増加傾向にある状況です。事業の適正化・健全化に向けた国の取組を注視するとともに、賃貸人への同制度の周知を図るよう努めてまいります。
7	46	左列・中段	3-1「高齢者が健康で安心して生活できる暮らしの実現」 ◆下線部 高齢者の後に「等」を挿入することを提案します。	高齢者すまい法に基づく高齢者居住安定確保計画としての位置づけであるため、記載のままとします。
8	47	右列・下段	3 住宅セーフティネットとしての公営住宅の確保 の4項目目 ●老朽化した公営住宅の市街地への統合建替えにより、高齢者等の居住者の <u>利便性の向上</u> を図ります。 ◆下線部 利便性の向上の後に、次の文言を挿入することを提案します 「とバリアフリー化」	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。
9	47	右列・下段	3の●5項目「高齢者も含め、公営住宅等の～入居抽選時における配慮を実施します。」の後に改行して ◆次の文章を追記提案します なお、住宅確保要配慮者に対する入居資格等について、市町村と協議を行います。	住宅確保要配慮者の入居資格の設定は事業主体に委ねられているため、記載のままとします。
10	48	左列・上段	3 住宅セーフティネットとしての公営住宅の確保 ◆ 3 に次の2項を追加することを提案します。 ●公営住宅に入居する高齢者等の孤独・孤立を防ぐため、管理者と行政機関、入居者を含めた地域住民、事業者などが連携した見守り体制の整備を進めます。 ●「高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するため、公営住宅においては、シルバーハウジングの供給、整備に努めます」を追加提案します。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
11	48	左列・上段	4 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実 ◆ 4に次の1項を追加することを提案します。 ● 高齢者などの孤独、孤立を防ぐため、行政や地域住民・事業者などの連携による見守り体制の整備を進め、賃貸住宅のオーナーなどが安心して住宅を提供できる仕組みづくりをめざします。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。
12	48	右列・上段	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け・・・、 <u>利用者本位の質の高いサービスの提供が確保されるよう、適切に指導・助言を行います。</u> ◆ <u>下線部分を次の文案に修正提案します。</u> 「利用者本位の質の高いサービスの提供が確保されるよう、 <u>立ち入り検査及び定期的な報告の義務を課す等、適切に指導・助言を行います</u> 」	法令上、事業者に定期報告の義務を課すことはできませんが、ご意見の趣旨を踏まえて記載内容を修正します。
13	48	右列・上段	6の4項目目の後に ◆ 5項目目として次の文案を追加提案します ● 「サービス付き高齢者向け住宅について、透明性の確保と登録情報の公開について取り組みを進めます」	サービス付き高齢者向け住宅の登録情報については、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (https://www.satsuki-jutaku.jp/)にて公開されています。
14	48	左列・下段	5 老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅な多様な住まい方の支援 ◆ 次の項目を追加提案します。 ● 軽費老人ホームにおける身元保証人のあり方を見直し、保証人がいなくても入居できる体制整備、もしくは新たな制度創設を提案します。	家族や親族などを身元保証人とする人に頼るシステムのほか、身元信用関連金融サービスなどがあり、賃貸住宅の家賃債務保証については利用が急速に拡大しています。しかし、家賃債務保証事業に関するルールが整備されていないことから、借主への過大な手数料請求や過剰な取り立てを行うなど消費生活センター等への苦情も多く、国においては平成29年10月より登録制度をスタートさせています。登録は任意ですが、令和3年9月22日時点の登録者数は83社と増加傾向にある状況です。事業の適正化・健全化に向けた国の取組を注視するとともに、賃貸人への同制度の周知を図るよう努めてまいります。
15	48	左列・下段	5 7項目目 ● 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録にあたっては、・・・長野県独自に次の基準を設け、より良質な高齢者向けの住まいの提供を図ります。 ◆ 下線部を次のとおり修正提案します。 「長野県独自の基準を設け、見直しを図りながら県の実情に沿った体制を整え、より良質な高齢者向けの住まいの提供を図ります。」	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
16	48	右列・下段	目標達成指標 ◆軽費老人ホーム（特にA型）の増設、整備について、県老人福祉計画で定めているところですが、数値目標を挿入することを提案します。	現在、軽費老人ホームはケアハウスに一元化するため、A型は現存する施設の建て替えまでの間運営が可能です。また、第8期高齢者プランにおける老人福祉サービスは、市町村計画に基づき整備目標数を定めており、次期高齢者プランにおいても、必要な目標数を定め整備を進めてまいります。
17	50	右列・中段	コロナ禍における接触機会の減少に起因する社会的な不安、孤独・孤立を防ぐため、関係行政機関等と連携し、人の繋がりをつくるコミュニティ空間の確保や住宅確保要配慮者に対する見守り等の取組を促進します。 ◆「関係行政機関」の後に次の文言を加えることを提案します。 「や地域住民、事業者」	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。
18	55	左列・上段	住宅施策の展開 1 公営住宅の的確な供給 の最後に ◆次の項目を追加提案します。 ●身寄りが無くて身元保証人が確保できない人に対しても住宅セーフティネット機能が果たされるよう、従来の身元保証システムに変わる新たな仕組みを構築します。	新たな仕組みの構築については、ご意見を参考にしながら研究してまいります。
19	55	右列・上段	4 公営住宅の福祉目的活用等の推進 の次に ◆5として、次の項目等を追加提案します。 5 公営住宅のセーフティネット機能の発揮 ● 公営住宅の持つ住宅セーフティネット機能が適切に発揮されるよう、長野県における現状の保証制度の課題に関して実態調査を行い検討します。 ● この調査は、市町村や地域の福祉関係団体等にも意見聴取等を行い連携して進めます。 ● 全国的な動向をふまえて、住宅確保要配慮者や身寄りの無い方に寄り添える、保証人を求めない住宅セーフティネットに取り組みます。	保証人確保状況については、定期的に関係機関に照会を行い、現状と課題の把握に努めています。 また、保証人を求めない住宅セーフティネットについては、ご意見を参考にしながら研究してまいります。
20	54	右列・上段	住宅を市場において自力で確保することが難しい低所得者等に対して、社会・経済状況の変化を踏まえつつ、的確に公営住宅の供給を行います。 ◆この項の後に次の1項を加えることを提案します。 ●公営住宅長寿命化計画の策定にあたっては、人口減少（見込み）のみを理由に戸数を減らすことのないよう配慮します。	公営住宅等長寿命化計画における管理戸数の設定は、地域の実情等を含め総合的な検討により行なわれるため、記載のままとします。
21	55	左列・中段	●公営住宅等の入居希望者の利便に資するため、管理主体の連携により、県営住宅、市町村営住宅等の空き家情報の一元的な管理体制の整備を進めます。 この項目の後に ◆次の項目を追加提案します ●民間空き家を借り上げ等により公営住宅として活用します。	民間空き家を公営住宅として借り上げるには、費用対効果や必要戸数を見極めながら検討する必要があるため、記載のままとします。

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
22	55	左列・上段	<p>●公営住宅の居住環境の改善を図るため、社会的ニーズにあわせた建替え、改修等を推進します。</p> <p>◆この項目に、次の1項の追加提案をします。</p> <p>●高齢者や身体障がい者等が公営住宅への入居を希望するにあたっては、エレベーター付きの建物、あるいは低層階への入居を優先的にできるよう、住戸の確保を図ります。</p> <p>また、統廃合や長寿命化計画の策定にあたっては、平屋建て住戸のリフォームやリノベーションによる活用も検討します。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。</p> <p>なお、居住環境の整備には、バリアフリー化も含まれていると考えています。</p>
23	55	右列・上段	<p>●生活支援施設設置のための県営住宅敷地の提供や、既設県営住宅のグループホーム等の福祉施設への活用を図ります。</p> <p>この項目の後に</p> <p>◆次の1項を加えることを提案します。</p> <p>●児童養護施設退所者の自立に必要な居住の安定の確保を図るため、福祉目的空き家の確保やグループホームへの改修等により、公営住宅の福祉目的活用を推進します。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。</p>
24	56	下段 囲み	<p>住宅確保要配慮者の範囲</p> <p>長野県が独自に本計画で規定する者</p> <p>◆県が独自に規定する住宅確保要配慮者に「犯罪をした者等」を追加提案します。</p> <p>・犯罪をした者等（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第2条第1項に定める者。ただし、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条第8号に定める者を除く。）</p> <p>◆「身寄りがなく身元保証人が確保できない者」を追加提案します。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。</p>
25	54	左列・上段	<p>住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいが確保できる<u>基盤の強化</u>をめざします。</p> <p>◆<u>下線部 基盤の強化</u>の後に、次の文案を追記することを提案します。</p> <p>「と身寄りが無く保証人が確保できなくても排除されることのない地域共生社会の構築を目指します」</p>	<p>No. 24でご提案いただきましたように、p56 長野県賃貸住宅供給促進計画の住宅確保要配慮者の範囲に「身元保証人を確保できない者」を位置づけることとするため、記載のままとします。</p>
	56	左列・上段	<p>住宅確保要配慮者のための取組の必要性</p> <p>◆<u>下線部 住宅確保要配慮者</u>の後に、次の文案を追記することを提案します。</p> <p>「身寄りの無いことで保証人を確保できない人」</p>	
26	56	右列・上段	<p>3 住宅確保要配慮者に対する公営住宅の供給の促進</p> <p>の中に</p> <p>◆次の項目を追加提案します。</p> <p>●公営住宅の供給の促進にあたり、連帯保証人の撤廃をします。</p>	<p>連帯保証人制度については、ご意見を参考にしながら研究してまいります。</p>

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
27	57	左列・上段	4 セーフティネット登録住宅・登録事業者に関する取組 ●住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組を推進します。 ◆下線部分を次の文案に修正することを提案します 「セーフティネット登録住宅の確保・普及に向けて、登録住宅への改修補助や入居者の負担軽減の経済的支援の導入について検討します」	低額所得者等の住宅確保要配慮者については公営住宅の供給量で充足していると考えておりますが、登録住宅への経済的支援については引き続き社会情勢の変化を見ながら研究してまいります。
28	57	左列・上段	5 1項目目 地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、市町村に居住支援協議会の設立を働きかけるとともに・・・ ◆下線部 市町村に の後に次の文言の挿入を提案します。 モデルを示して	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。
29	57	左列・上段	5 2項目目 居住支援法人との連携により、効率的・効果的な居住支援体制の構築につなげます ◆下線部「居住支援法人との連携」の前に次の文言の挿入を提案します。 「居住支援法人の指定を増やして」	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。
30	57	左列・中段	6 1項目 入居者が家賃を払えなくなった場合等に備え、貸借人に対し連帯保証人又は家賃債務保証業者との連携体制の確保を促します。 ●下線部について、「連帯保証人又は家賃債務保証業者との連携体制に関連して、県内の社会福祉協議会が取組んできた「入居保証事業」の実績について明記することを提案します。 ●「民間賃貸住宅にかかる入居保証」について、行政施策としての支援について検討をすることを提案します。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
31	57	右列・中段	9 賃貸人への啓発、情報提供の次に ◆次の項目を追加提案します。 10 新たな身元保証システムの構築 ●人に頼る身元保証システムに代わる新たな法的制度と地域で支えあう地域共生のしくみの構築に努めます。	家族や親族などを身元保証人とする人に頼るシステムのほか、身元信用関連金融サービスなどがあり、賃貸住宅の家賃債務保証については利用が急速に拡大しています。しかし、家賃債務保証事業に関するルールが整備されていないことから、借主への過大な手数料請求や過剰な取り立てを行うなど消費生活センター等への苦情も多く、国においては平成29年10月より登録制度をスタートさせています。登録は任意ですが、令和3年9月22日時点の登録者数は83社と増加傾向にある状況です。事業の適正化・健全化に向けた国の取組を注視するとともに、賃貸人への同制度の周知を図るよう努めてまいります。

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
32	58	左列・下段	<p>1 災害発生時の住まいの確保 3 項目目 被災者の速やかな住まいの確保を支援するため、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の活用について、市町村や関係団体との連携による体制整備を図ります。 ◆この項の後に次の2項を加えることを提案します。 ●災害発生時における地域住民の「命を守る避難行動」を促すため、緊急避難場所として公営住宅の活用を検討します。 ●県営住宅においては、空き家が災害発生直後から「みなし仮設」等としてスムーズに利用可能となるよう、平常時から戸数等の目標値を定め、整備を図るよう努めます。</p>	<p>災害発生時等における公営住宅の提供は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で行うこととれてされております。災害発生時には、提供可能戸数等の確認及び市町村への情報提供等、迅速な対応に努めておりますので、記載のままとします。</p>
33	58	左列・下段	<p>1 災害発生時の住まいの確保 4 項目目 被災者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅の確保・普及に向けた取組を推進します。 ◆この項に後段として次の文言を加えることを提案します。 特に、災害発生後の賃料の高騰により、住宅確保要配慮者の入居が妨げられることのないよう、監督指導する体制の構築に努めます。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、災害救助法の適用により、応急仮設住宅の提供など一定の支援が図られるものと考えています。</p>
34	58	左列・下段	<p>2 1 項目 被災者の生活再建を支援するため、被災住宅再建制度の充実を図ります。 ◆この項目の後に、次の3項目を加えることを提案します。 ●被災者の生活再建を支援するため、被災者相談窓口の設置を支援します。 ●被災住宅再建支援制度の充実を図るとともに、被災者が積極的に制度を活用できるよう、市町村や関係団体との連携による体制整備を図ります。 ●災害復興公的住宅の建設にあたっては、被災者をはじめ地域住民の意見を十分反映させるよう努めます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。</p>
35	62	左列・中段	<p>また、<u>自らの努力と責任において住宅や住環境を選択していくものであることを認識し、自らの住生活の安定と向上に努めることが望まれます。</u> ◆<u>下線部分について、次のとおり、文章の修正と追加文章の提案をします。</u> 自らの努力と責任において選択すること、また高齢者や障がい者など居住に課題を抱える方（住宅確保要配慮者）等については、適切な選択ができることを社会がサポートをし、皆が住生活の安定と向上に努め合うことが望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正します。</p>
36	全体	全体	<p>① 計画全体に通底する課題として、社会環境の変化の中に、「身寄りなき人の身元保証問題」が大きな課題になり、希望する住まいを選ぶことが出来ない人が増えています。 計画書全体の該当箇所に、これらを念頭に改善策等を明記されることを要望します。 ② 計画全体について、より福祉的視点に配慮しての記載を要望します。</p>	<p>全ての該当箇所に記載することはできませんが、ご要望の趣旨を踏まえて、記載内容を修正します。</p>

No.	素案 ページ	該当箇所	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
37	全体	全体	<p>① P50上段の「ミクストコミュニティ」はじめ、カタカナ、英語等に関する「用語解説」を設けたらいかがでしょうか。</p> <p>② P62右・下段「障害者」を「障がい者」と記述された方が適切と思います。</p> <p>③ 本文中の「取組」「取り組み」等が混在しております。今後さらに精査をされると思いますが、念には念を入れ、素晴らしい基本計画を策定いただきたいと思ひます。</p>	ご指摘のとおり修正します。